予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:環境管理費 目:環境管理推進費

事業名 PCB処理推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係 電話番号:058-272-1111(内 2717)

E-mail: c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

2,580 千円 (前年度予算額:3,760 千円)

<財源内訳>

				財	源		内	訳				
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	字 174 人	7. 10 lih	IB	/ 主	_	般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財	源
前年度	3, 760	0	0	0		0	0	0		0	3,	760
要求額	2,580	0	0	0		0	0	0		0	2,	580
決定額												

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ポリ塩化ビフェニル (PCB (※)) は、法定処分期間 (高濃度は令和2 ~3年度末)までに、県内の全量を処分しなければならない。また、法律上県の役割として、区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等が求められている。
 - ※PCB:燃えにくい、電気を通しにくいなどの性質を持つ油の一種で、工場やビル、電車などのトランス(変圧器)やコンデンサ(蓄電池)、蛍光灯の安定器等に用いられていたが、有毒性が指摘され、昭和49年6月以降、製造、輸入が禁止されている。

濃度区分	含有製品の種類	処分期限	
	安定器、小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、その	令和3年3月末まで	
高濃度	他の汚染物		
同 侲 皮	自家用電気工作物(変圧器、コンデンサー)、廃油、	令和4年3月末まで	
	保管容器が廃棄物となったもの		
低濃度	P C B 濃度が 5000mg/kg 以下のもの	令和9年3月末まで	

- 平成 27 年度の掘り起こし調査以降、国の調査により、新たに約 1,300 件の自家用電気工作物設置者が判明しており、これらの事業者に対する調査を実施し、早期処理に向けた指導も必要となり、人材及び時間が足らない状況である。
- 自家用電気工作物に加え、平成 29 年度に国から新たに安定器も掘り起こ し調査の対象とすることが示されたため、県内全事業者を対象とした郵送調 査を平成 29 年度末から平成 30 年度にかけて実施したが、約 6,600 件の事業 者から回答がなかったため、訪問調査や委託調査により、処理に向けた指導 を行った。
- 令和元年度には掘り起こし調査として、自家用電気工作物設置者に対する 訪問調査及び安定器保管者に対する委託調査を実施し、調査の未回答事業者 等へ最終通知を行った。調査の結果、安定器では 185 件(全対象者 9,430 件 中)、自家用電気工作物では 346 件(全対象者 14,989 件中)の保管が判明 したため、届出済保管事業者と併せて、引き続き、早期処理指導等が必要と なる。
- また、県内関係業界団体とPCB廃棄物処理推進連絡会を実施し、PCBの早期処理について啓発するとともに、県全体の処理の推進に向けた体制を構築する。

(2) 事業内容

- ①PCB保有事業者に対する届出書の提出及び早期処理に向けた指導
- ②PCBの保有の有無や処理の推進に関する広報
- ③県内業界団体とPCB処理の推進に向けた連絡会を開催

(3) 県負担・補助率の考え方

区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等は法律上の県の役割であり、全額県費(10/10)で実施する。

(4)類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細			
旅費	586	処理推進連絡会打ち合わせ、先進自治体視察、関係団体講習会			
消耗品費	464	処理推進事業資料等			
会議費	6	処理推進連絡会茶菓代等			
燃料費	382	立入調査に係る燃料費			
役務費	851	電話代、郵便代			
使用料	207	処理推進連絡会会議室代、市町村会議会議室代、高速代			

負担金	84	各種協議会負担金
合計	2,580	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(環境省)
- ・岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

(2) 国・他県の状況

(環境省)

自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る、PCB全般の相談窓口の設置や専門家の派遣、保管事業者等に対して早期処理を促進するため、TVCM等の広報の活用及び周知を行う予定。

(愛知県・三重県・静岡県)

期限内の処分完了に向け、類似の事業を実施しており、令和3年度は処理期限内に処理できない、安定器等の保管事業者への改善命令等を行う予定。

(3)後年度の財政負担

- ・安定器については、処理指導に従わず処理期限(令和3年3月末)を過ぎた場合には、改善命令を行うこととなるが、命令に従わなかった場合には、令和3年度内に行政代執行を検討する必要がある。
- ・令和3年度に引き続き、処理期限内に処理できない、自家用電気工作物の 保管事業者への改善命令等を行っていく必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

- 事業主体 県
- ・区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の確実・適正な処理に 向けた措置等は法律上の県の役割。

事業評価調書(県単独補助金除く)

- □ 新規要求事業
- 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

法定処理期限までにPCBが適正に処理されるよう、県内全事業者の保有 状況を把握した上で、保有の場合は処理に向けて必要な指導を行う。

県内の関係団体が参加する P C B 廃棄物処理推進連絡会では、 P C B 廃棄物に対する周知等の不足が指摘されており、 P C B 廃棄物の早期処理及び普及啓発を目的とした広報を実施し、処理推進を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 指標名 開始前		現在値	目標	達成率
	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%

〇指標を設定することができない場合の理由

PCB廃棄物の期限内の全数処理を目標としているが、保有者全数を把握できないため、具体的な数値を設定することができない。

(前年度の取組)

事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

自家用電気工作物設置者及び安定器保管者等のフォローアップ調査で未回答・濃度不明であった事業者に対して、最終通知の発出を実施した。

PCB処理に関する情報の伝達、傘下会員への周知依頼を行うため、PCB廃棄物処理推進連絡会を10月に開催した。また、啓発チラシを作成し関係機関を通じて周知した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

国のマニュアルに従い、自家用電気工作物設置者及び安定器保管者に対する掘り起こし調査を完了した。

関係団体と処理推進連絡会を開催し、団体内でもPCB処理に対する意識が高まっており、会員への周知や業界誌の紙面提供等協力が得られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

PCBは、法定処分期間(高濃度は令和2~3年度末)までに、 県内の全量を処分しなければならない。また、法律上県の役割と して、区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の確実・ 適正な処理に向けた措置等が求められている。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

0

掘り起こし調査及びその後の追加調査により、県が今まで把握していなかった新たなPCB廃棄物保有者が明らかになっている。関係業界団体と処理推進連絡会を開催したことや啓発チラシの作成により、関係団体内においてもPCB処理に対する意識が高まっている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

処理進連絡会に参加している関係団体、事業者との連携も密に 行っており、必要な情報を受信、発信できる体制も整っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

掘り起こし調査の回答結果に基づき、PCB廃棄物の保管事業者等に対する届出書の提出、早期処理に向けた指導を行う必要がある。また引き続き、処理の推進に関する広報を強化する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

処分期間が定められており、継続してPCB廃棄物の保管事業者等に対して指導等を実施していく必要がある。指導に応じない事業者等に対しては法に基づく命令等を行う。また、低濃度PCB廃棄物保管者(処分期間は令和8年度末)に対しても、各種基準遵守を指導し適正処理の推進を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	